

オスプレイの沖縄配備と国内の低空飛行訓練に反対する岩手県生協連理事会声明

※2012年9月理事会後、一部修正し10月30日確定

1. 9月9日、沖縄における「オスプレイ配備に反対する県民大会」は10万4千名(八重山・宮古地区も含む)の参加という最大規模の集会となりました。日本の面積のわずか0.6%の沖縄県に在日米軍基地の74%が押し付けられ、その結果幾多の基地被害が続発し、沖縄に対する差別と犠牲の連鎖を断つしかない、という県民の固い決意とオスプレイの危険性を糾弾する怒りを込めた大会決議(別掲)を採択しました。

この決議に示された沖縄県民の重く強い、政治的・社会的立場を超えた文字通り全県民の統一した決意と行動に比べて、「配備は米政府の方針で、日本がどうしろこうしろという話ではない」(野田首相)という国家トップの発言のなんと軽いことか、住民のいのちを守る責任、国の主権をも放棄する政府の当事者能力の喪失が明らかになってきたといえるでしょう。

2. しかし、沖縄の全県民の願いにもかかわらず、垂直離着陸輸送機・オスプレイ(MV22)12機は岩国基地に陸揚げされ、10月4日には沖縄への配備が完了し、普天間を拠点に飛行訓練も開始されてしまいました。オスプレイは海兵隊のMV22と空軍のCV22も含めて、試作段階から事故を繰り返し、運用後の06～11年の5ヵ年で実に58件の事故が相次ぎ、アメリカでは「未亡人製造機」とも言われています。今年に入っても4月にはモロッコで、6月には米フロリダで墜落事故を起こし、9月6日にはノースカロライナー州ジャクソン市街地でエンジンから火を吹き緊急不時着しています。これらの事故は人的ミスとしてパイロットの責任であり、構造的な欠陥はないとして、世界一危険な基地・普天間への配備や沖縄や本土での低空飛行訓練が計画通り強行されようとしているのです。

一方、アメリカ国内ではオスプレイの配備や訓練の危険性を指摘する住民の反対運動があり、国防省はこうした配備や訓練を中止しました。このダブルスタンダードは、アメリカの日本に対する植民地的意識の反映として捕らえることができます。

さらに、野田内閣はアメリカの「事故は人的原因・機体にはなんら欠陥はない」を鵜呑みにして、一方的に「オスプレイの安全宣言」をして普天間への配備・国内での超低空飛行訓練を強行しようとしています。科学的な安全性への検証を避けて政治的判断による大飯原発再稼働の「安全宣言」と全く同様なこの対応は、沖縄県民はもとより危険な訓練に反対している国民の納得をえることはできません。

米国防省系の研究機関でオスプレイの性能分析をしていた元主任分析官はオスプレイの機能的弱点を指摘し、機体のオートローテーション機能がないことも大きな問題といわれています。

3. 普天間配備されたオスプレイは日本国内でも7コース(全国で21県138市町村の上空を通過)での「超低空飛行訓練」を計画しています。岩手県上空を飛ぶグリーンコースは、青森・岩手・秋田・宮城・福島県の山間部や峡谷を選びながら、地上60～150メートルの超低空飛行訓練を繰り返し行なうとされています。岩手県では八幡平市・二戸市・滝沢村・雫石町・西和賀町・

北上市・奥州市などの上空が計画されています。この訓練は敵機のレーダーから逃れ、地上の目標物を攻撃するためのもので、山脈(奥羽山脈)の稜線や溪谷を這うように飛行しダムや学校・大きな構築物をめがけて飛行するものです。未熟なパイロットの訓練だけに、何時事故が起きるか誰にもわかりません。事故の危険性だけでなく、轟音による子どもや病人・老人への影響、乳牛や鶏・豚など家畜への被害が危惧されます。

既に、こうした訓練ルートに当たる全国各地で「オスプレイの日本配備・低空飛行訓練反対」の闘いが始まっていますし、沖縄との連帯の取り組みも始まりました。

4. 岩手の生協運動はこれまで「平和とよりよき生活のために」「憲法をくらしに活かし、平和で住みよい地域社会の創造」を掲げ、組合員の学習や話し合いを積み重ね共通の課題での地域の諸団体・自治体などとの共同の取り組み、ネットワークづくりに貢献してきました。

この「暴れ馬」のような危険なオスプレイ配備と超低空飛行訓練が沖縄をはじめ多くの国民・自治体などの反対を押し切って強行されるとしたら、日本国憲法の国民主権・生存権・幸福追求権・居住権をも侵害することは明らかではないでしょうか。それが許されるとしたら、憲法より日米安保条約が優位に立つこととなります。

新聞社のアンケートではオスプレイの沖縄配備と低空飛行訓練に賛成する知事はゼロ、反対する知事は15名を数え岩手県の達増知事も早くから反対を表明しています。

5. 岩手県生協連合会理事会は、「オスプレイの沖縄配備・国内の超低空飛行訓練反対」の立場を社会的に発表するために、この「声明」を理事会で採択し、以下の行動を計画します。

- ① この声明を会員生協理事会などで討議し、同様な反対の態度を決め、各組合員に情報発信をすることを要請します。
- ② 既に、9・9沖縄県民集会にあたり、沖縄県生協連合会に赤い(レッドカード)連帯の旗を贈っていますが、今後も沖縄県連を通じながら沖縄県民の反対運動と連帯します。
- ③ 県内における同様な趣旨で反対する団体や運動と連帯し、県議会や上空を訓練で通過する自治体議会への反対請願書の提出、集会や署名運動などの取り組みを模索します。
- ④ 事態の推移を注意深く把握して、緊急事態に対するより強固で広範な運動ができるように、会員生協への情報発信を続けます。